

# 児童手当の制度が拡充されます

子育て推進課 医療費給付係・内線1346

10月分(12月振込分)から、児童手当の制度が拡充されます。

## 変更点

### 支給対象年齢が延長

児童手当の支給対象となる子の年齢が、これまでの「中学校修了まで」から「高校生年代まで」(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)になります。

### 所得制限が撤廃

養育している方の所得の額にかかわらず支給されます。

### 多子加算が増額

支給対象となる子のうち3人目以降の子には、これまで月額1万5000円が支給されていましたが、3万円に増額されます(左表)。

新制度の児童手当支給額		
0歳～3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円
大学生年代	支給対象外(受給者が養育している場合は、多子加算の際の人数に含める)	

### 多子加算の数え方が変更

大学生年代の子を含め(これまでは高校生年代の子まで)、3人目以降の子の児童手当に多子加算が適用されます。大学生

## 令和7年度小・中学校指定校の変更を希望する方は手続きを

令和7年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、お住まいの地域ごとに指定される学校(指定校)の変更を希望する方は、次の手続きをしてください。

令和7年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、お住まいの地域ごとに指定される学校(指定校)の変更を希望する方は、次の手続きをしてください。

●小学校に入学予定の方 8月上旬に指定校変更の希望調査票をご自宅に郵送しました。指定校変更を希望する方は、8月30日(金)までに、電子申請で回答してください。直接、または郵送で提出する場合は、8月30日(金)消印有効)までに学務課学務係(市役所2階61番窓口)へ。

●中学校に入学予定の方 在籍の市立小学校を通じて(市立小学校以外の方には郵送で)9月上旬に問い合わせを配布します。

●指定校変更の要件 指定校を変更できるのは次のいずれかの場合です①自宅からの通学距離が指定校より短い隣接校に変更する②兄弟姉が在学する、もしくは卒業した学校に変更する③指定校変更により在学している小学校から、その小学校を通学区域とする中学校に入学する

●指定校を変更できない場合があります 三小、五小、西砂小、五中は、教室に不足が生じることで見込まれるため、①の要件による指定校変更はできません。また、入学を希望した学校の教室数を超える児童・生徒数になる見込みの場合には、①の要件による指定校変更ができません。

とがあります。

●市立小学校に入学を希望する外国人の方へ 市立小・中学校に入学を希望する場合は手続きが必要ですが、ご相談ください。なお、現在市立小学校の6年生が市立中学校(指定校)に入学する場合は、手続きは不要です。

●学務課学務係・内線2516

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の申請締め切りは8月末です

くわしくは市ホームページをご覧ください。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度均等割のみ課税世帯分、子ども加算分)の申請締め切りは、8月31日(土)(消印有効)です。対象となる可能性のある世帯には、2月27日に確認書を発送しました。確認書の提出が済んでいない方は、同封の返信用封筒で郵送してください。

また、2月27日に発送した支給のお知らせ(はがき)や確認書を、発送日前後に引越したなどで受け取れていない場合は、お問い合わせください。

給付金は市が不備のない確認書または申請書を受理してから、おおむね21日後に指定の口座に振り込みます。

なお、この給付金は3月26日から給付を開始しており、既に受給している世帯は受け取る事ができません。

●福祉総務課給付金担当係・内線1496

●生涯学習推進審議会 時8月29日(木)午後6時30分から場女性総合センター15階第2学習室

## 「広報たちかわ」へのご意見を聞かせてください

より読みやすく、より親しみやすい広報紙をお届けするため、「広報たちかわ」読者アンケートを行います。皆さんの「広報たちかわ」への率直なご意見をお聞かせください。アンケートフォームから回答をお願いします(右2次元コードからアクセス可)。



●広報課広報広聴係・内線2745

## 公開する会議日程

いずれも直接会場へ(先着順)。

●建築審査会 時8月20日(火)午後3時から場市役所2階210会議室(10人)建築指導課庶務係・内線2331

●農業委員会総会 時8月26日(月)午後3時から場市役所2階208・209会議室(4人)農業委員会事務局・内線2654

●男女平等参画推進審議会 時8月27日(火)午後7時から場女性総合センター15階第3学習室

●2人(男)男女平等参画課(528)6801

●介護保険運営協議会 時8月28日(水)午後4時から場市役所2階208・209会議室(3人)介護保険課介護給付係・内線1458

●生涯学習推進審議会 時8月29日(木)午後6時30分から場女性総合センター15階第2学習室

## 今月の納期 9月2日

▷市都民税・森林環境税第2期分▷国民健康保険料第2期分▷後期高齢者医療保険料第2期分▷介護保険料第2期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください  
市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

●5人(男)生涯学習推進センター(527)5757  
●第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会 時9月3日(火)午後6時から場市役所2階210会議室(5人)福祉総務課地域共生係・内線1492  
●ごみ市民委員会 時9月26日(木)午後2時から場市役所1階104会議室(5人)ごみ対策課計画推進係・内線6751